

平成 2 8 年 監 査 公 表 第 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、平成 2 7 年度財政援助団体監査を実施し、その結果について同条第 9 項により次のとおり公表する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日

扶桑町監査委員 岩 本 幸 松

扶桑町監査委員 杉 浦 敏 男

財政援助団体監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づく監査（財政援助団体監査）

2. 監査の対象

平成27年度及び平成28年度の扶桑町総合型地域スポーツクラブ「わっと楽しくスポーツ扶桑」（以下「監査対象団体」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本町からの財政援助に係る事務

3. 監査実施日

平成28年11月10日（木）

4. 監査の方法

監査対象団体の事務及び当該団体に関する町の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について監査を実施しました。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者からの説明を聴取しました。

5. 監査の結果

監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。事務局においては、今後も書類の整理及び精査に努めて下さい。

なお、特に指摘する事項はありません。

6. 監査意見

監査対象団体においては、スポーツ活動を通じ、子どもから大人まで幅広い世代がともに健康で生き生きと暮らせるまちづくりに貢献されているところです。

今後も会員同士の積極的なコミュニケーションを図る等により、こうした取組が継続して行われるよう活動拠点の充実に努めていただきたいと思います。という次第であります。